

また、新採用教員の配置については、児童生徒の障害の実態を考慮しながら適正配置に努めている。

したがって、今後は、教員については、教育水準の一層の向上のため、特に、児童生徒の障害の重度・重複化に伴う特別学級の編制に必要な教員の確保に努める必要がある。

また、養護教員、実習助手、寮母については、盲・聾・養護学校の実態を考慮しながら、標準法定数の充足に努める必要がある。

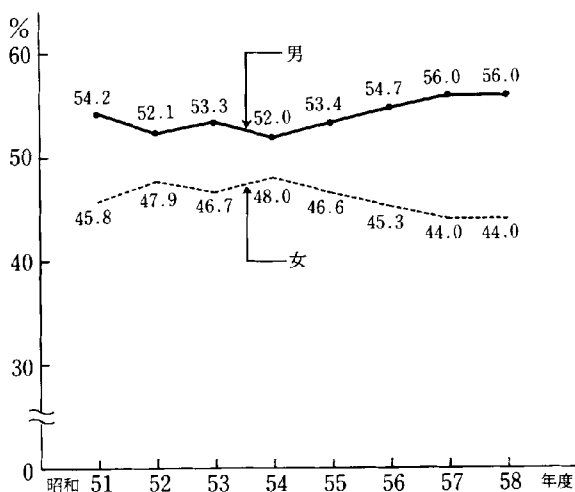
(2) 教員構成

昭和58年度における盲・聾・養護学校の教員の男女別構成比を見ると、男子教員が56.0%、女子教員が44.0%となっており、昭和55年度以降、男子教員の占める割合は緩慢な上昇傾向を示している（図2-5-11）。

また、男女別、年齢別構成比を見ると、男子で最も多いのは25歳から29歳、次いで50歳から54歳となっており、30歳から44歳までの中堅層の割合は16.3%となっている。

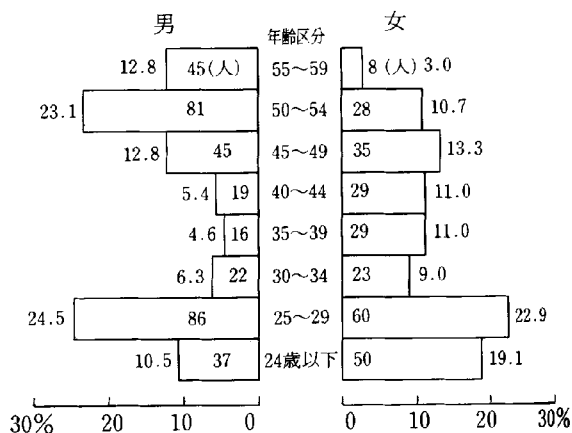
一方、女子で最も多いのは、25歳から29歳であり、次いで24歳以下となっている（図2-5-12）。

図2-5-11 盲・聾・養護学校教員の男女別構成比の推移



注：1. 「学校統計要覧」(昭51～昭58)による。
2. 教員数は、県立、市立の校長、教頭、教諭、助教諭、常勤講師の合計である。

図2-5-12 盲・聾・養護学校教員の男女別・年齢別構成比



注：1. 「養護教育課調査」(昭58)による。
2. 教員数は、県立、市立の校長、教頭、教諭、常勤講師の合計で、病休等の補充講師を含まない。
3. 構成比=(男女別・年齢別教員数)÷(盲・聾・養護学校教員数)×100

また、教員全体から見て、29歳以下の教員の占める割合は38.0%となっている。これは養護学校教育の義務制施行に伴う新採用教員の急増などによるものであるが、均衡のとれた状況にあるとは言えない。

次に、教員（校長、養護教諭を除く）の盲・聾・養護学校教員免許状所有状況を見ると、免許状所有者は、昭和51年度が53.5%、昭和58年度が72.6%となっており、年々増加してきている（「養護教育課調査」昭51、昭58）。